

連

〔書言字考節用集十〕姓連位所用式

〔古事記上〕綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也、

〔古事記傳六〕連は加婆禰カバチにて、略註牟良自ムラジと訓、万葉八、中臣朝臣武良自、續紀九、紀群主の意か、主

自云は宮主の如し、戸母主の自も此なるべし、其群の中の主と云意なり、凡て加婆禰は貴みて云稱なり、故

を書故はさだかならず、禮記王制に、十國以爲連、連有帥云々、註に合十國爲連、比有帥以統之也

の連帥に、又万葉廿丁に多々美氣米牟良自加已蘇乃と續たるは、疊薦を編と云かけたるなり

阿くどある師説をもて思ふに、たゞ語の上のみの續けにも非で、牟良自と云に、編連る意ある

故にても有べし、

〔南留別志三〕連は村主といふ事なるべし

〔倭訓栞前編三十二〕むらじ 日本紀に連をよめり、もと官にて姓カネになれり、郡主の義なりといへり、臣連カネとならびて大連大臣なども見えたり、

〔職官志一〕連群也、群謂師衆、其文不用群而用連、取其可連率之義、且稱以連者、據大伴物部之諸姓、是爲武官、可見矣、

〔姓序考〕連

連姓は、いと古き姓なることは既云り、連は牟良自ムラジと訓、群主ムレツの意にて、其群の中の主と云意也、

師宣本居長居のいはれきげに然なり、臣達カネのむねとせし氏々に太古は賜へる姓なりける、さるから

皇別の氏々に賜へること多からねばにや、姓氏錄皇別に連姓を負へる氏十九氏ならではある

ことなし、臣姓を負へる皇別の氏々は四十八氏あり、こをもて臣姓は皇別に賜ひ、連姓は神別に

賜ひし太古の制の遺れるを知るべし、神別に連姓の氏々多きこと、は、姓こたび連姓を臣姓の下

に序次せしものは、太古の制にまたがへるもの也、